

## 選挙時における体育館の使用について

文京総合体育館は、公職選挙法等による投票所及び開票所に指定される場合がある。指定された場合には、文京区選挙管理委員会の指示に従い、協力すること。

本施設は、文京スポーツセンターが開票所として使用できない場合は、本施設が開票所として指定される場合がある。

なお、実際の使用場所及び時間については、文京区選挙管理委員会との協議によることとする。

### 1 使用期間

投票日当日（日曜日）午前8時30分（投票所設営開始）から投票日翌日（月曜日）午後6時（開票所撤去完了）まで

### 2 使用区分

#### (1) 投票日当日（日曜日）

ア 全日使用

競技場、武道場Ⅰ・Ⅱ、駐車場

イ 午後6時から全館使用

アーチェリー・弓道場、卓球場、多目的室、プール、トレーニングルーム、キッズルーム

#### (2) 投票日翌日（月曜日）

ア 午後6時（開票所撤去完了）まで使用

競技場、武道場Ⅰ・Ⅱ、多目的室、駐車場

### 3 その他

(1) 投票日前々日（金曜日）から、下記の物品等について館内に設置する。

ただし、区議会議員・区長選のみ、告示日か投票日挙当日までとする。

【設置物品】臨時電話設置、FAX・コピー機設置、

(2) 門標を、正面玄関に設置する。

設置期間は、投票日当日のみとする。